

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 クリーニング業法施行細則の一部改正
- ◇告示 診療所の名称及び所在地の変更  
保険医の指定取消  
生活保護法による医師の指定  
医療機関の指定解除  
結核予防法による医療機関の指定  
土地改良事業計画の変更認可  
建設業者の変更登録
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年十月鳥取県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（クリーニング所の措置）

第一条の二 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号以下「法」という。）第三条第二項第四号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 クリーニング所の措置

イ 居室、台所、便所等と区画し、他の用途と併用しないこと

ロ 採光、照明及び換気を充分にすること。

ハ クリーニング所並びに洗たく物の格納容器及び集配容器は、月一回以上消毒し、かつこれらについては、そ族、昆虫の駆除措置を講ずること。

ニ 屋外の排水をよくすること。

三 洗たく場の措置

イ 洗たく場は、作業を行うに適當な広さとし、清潔な水を充分使用することができるようにすること。

ロ 床はコンクリート、タイル等の耐水性材料を使用すること。

ハ 腰板はコンクリート、タイルその他耐水性材料を使用し床から〇、八メートル以上とすること。

ニ 洗たく機、脱水機等は、常時清潔を保持し、煮沸がまはれんがコンクリート等で築造し、常に清掃に便利な構造とすること。

三 仕上場の措置

イ 床は、板その他不透水性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

ロ 仕上作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。

ハ アイロン仕上の際の霧吹きは、口腔に水を含んで行わないこと。

四 その他の措置

イ 洗たく物は洗たく済のものとは未洗たくものに区分し、それぞれ格納できる措置を講ずること。

ロ 洗たく物の集配容器は、洗たく済のものとは未洗たくのものを区別できるように適當な方法を講ずること。

ハ クリーニング所には従業員の健康診断書を保管しておくこと。

五 クリーニング所には、次に掲げる機械及び器具を備えるよう努めること。

イ 洗たく機      ロ 脱水機      ハ 煮沸設備

ニ アイロン      ホ 噴霧機及び霧吹

第二条中「クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号以下法という。）を「法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十四号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第五条の規定により、次のように保険医から診療所の名称及び所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所名称		診療所所在地	変更理由	氏名	変更年月日
	新	旧				

歯科	足立歯科医院	栗島歯科医院	西伯郡境港町明治町八	大阪市東淀川区豊里管原町二〇二	管外より転入	足立 丕	昭和三十一年一月一日
----	--------	--------	------------	-----------------	--------	------	------------

鳥取県告示第七十五号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第七条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所		氏名	取消理由	取消年月日
	名称	所在地			

眼科	松田医院	東伯郡東郷町大字松崎	松田 盛像	死亡	昭和三十一年一月十四日
----	------	------------	-------	----	-------------

鳥取県告示第七十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九  
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	称	所在地	指定年月日
内科	宮脇医院	鳥取市東町二六二	昭和三十一年一月二十三日
小児科			
歯科	谷口歯科医院	八頭郡河原町大字	一月一日
		河原	
	円道歯科医院	米子市東町九二	一月一日
	日本歯科医院	万能町一六	二月一日

鳥取県告示第七十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条  
第四項の規定による辞退届があつたので、次のように結  
核医療機関の指定を解除した。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称 所在地 解除年月日 管轄保健所  
米子良能院 米子市西町六〇 昭和三十一年 米子  
二月二十日 保健所

鳥取県告示第七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条  
の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称	所在地	管轄保健所
須山医院	米子市石井二四七	米子保健所
米子医療生活協同 組合箕蚊屋診療所	蚊屋二九七	

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八  
条第三項において準用する第十条第一項の規定により、  
別府土地改良区の土地改良事業計画の変更について、昭  
和三十一年二月二十日認可した。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年二月四日変更登録した。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
鳥取県知事登録 昭和三十年十 株式会社社長谷川商会  
(に)第一一五号 一月十四日

主たる営業所所在地 申請者氏名  
米子市道笑町一丁目二 (新) 松本 豊年  
(旧) 長谷川 利隆

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 二月二十六日 午後一時

二 場所 鳥取市吉方 久松閣  
三 議題

1 公職選挙法による選挙事務規定の一部改正につ  
いて

2 市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せ  
た開票区の一部変更について

3 その他